

新見市教育委員会 6月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和8年6月23日(火) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階大会議室

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	後 藤 秀 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	岩 井 等 司
生涯学習課長補佐	久 保 木 尚 久
学校教育課長	高 木 亮 彦
教育連携推進課長	掛 屋 正 美
教育総務課長	忠 田 真

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和8年6月23日(火) 午後3時30分から午後4時45分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長 (新見市教育委員会 5 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

後藤教育長 前会会議録は承認と決します。

4 教育長報告

後藤教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長補佐、学校教育課長、教育総務課長、教育連携推進課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議案の部

議第 30 号 新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

後藤教育長 まず議案の部ですが、議案第 30 号、新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について説明をお願いいたします。

高木課長 議第 30 号、新見市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について説明いたしますので 1 ページの資料をご覧ください。改正の内容につきましては、そこに記載があるとおりですが詳細について説明をさせていただきますので 2 ページ、3 ページをご覧くださいと思います。この資料を用いまして、3 点説明をさせていただきます。まず 1 点目ですが、第 14 条の 2 項、病気休暇の期間についてでございますが、これまで上限 20 日であったものを 10 日に改正いたします。これは本市で任用している ALT を統括しております JET プログラムが、非常勤の国家公務員の任用に係る規則との整合を図る目的で取扱いを変更されたため、それに合わせる形で整理をするものでございます。2 点目につきましては、特別休暇の 15 条、16 条に人間ドックの記載を新たに加えるものといたします。これまで、人間ドックそのものの記載がございましたが、実際に人間ドックを受けることが権利としてできますよということをアナウンスしながら整理をするものでございます。最後 3 点目につきましては、引用している条例の表記の誤りがありましたので、こちらを正しいものに修正

	する改正となっております。以上３点について改正するものをご審議いただけたらと思います。以上でございます。
後藤教育長	ありがとうございました。それではご質疑を受け付けたいと思います。どなたかございますでしょうか。
各委員	(なしの声)
後藤教育長	それではないようですので、議第３０号については承認としてよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
後藤教育長	ありがとうございました。議第３０号については承認とさせていただきます。
議第３１号 新見市地域学校協働活動推進員の委嘱について	
後藤教育長	続きまして、第３１号。新見市地域学校協働活動推進員の委嘱について、説明をお願いします。
久保木課長補佐	それでは議第３１号、新見市地域学校協働活動推進員の委嘱についてということでご審議をお願いします。１ページにございますように６名の方を推進員として委嘱したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
後藤教育長	はい。ありがとうございました。お手元に新見市地域学校協働活動推進員名簿等というものがございますよね。６番目の村下英二さんが新しく委員にという形ですよね。それに、設置要綱等も添えておりますので参考にして見ていただければと思います。地域学校運営というのは１０数年前から始まりまして、学校支援ボランティアという形で導入をされていたものの新しい形です。ということで、地域学校運営についてはこういったような地域の力を借りて協働して、学校運営をしていこうということであるとか、地域とともにある学校ということで今までの学校評議委員会が学校運営協議会、コミュニティスクールになって８年が経とうとしておりますが、そういうことも地域学校運営の一環としてありますということを説明として補足をさせていただきます。それでは、活動推進委員の委嘱について説明がありましたが、皆さん方、何かご質問ございますでしょうか。
三上委員	この名簿の中では６名ということですが、これは各地域で１名ずつ

というところなのですが、ここはなぜ、この6名だけなのですか。市内全体だったらもう少し、いろんな地域におられるのではないのですか。

後藤教育長

これについて、お答えできる方はいらっしゃいますか。

久保木課長補佐

要項3ページ、第2条のところ、定数というところに推進員の数は、新見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に規定する小学校及び中学校の通学区域ごとに1人を原則とするとあります。

後藤教育長

南小学校と南中学校1人ずついらっしゃいますよね。中学校区に1人ないし2人と解釈してもいいのかなという風に思いますが。

三上委員

それだと書き方が、この小学校って書くのがちょっと違和感があるのですけど。

松井職務代理

重ねてになりますが、この人数については私も設置要綱を読んで、感じたことがあるのですけど、三上先生と同じかわからないのですけど、これを読むと推進員の数は、通学区域ごとに1人を原則とするとありますけれども、本市が全ての学校で地域学校協働活動を進めて、全ての学校でCSを取り入れているということであれば各学校に置くのを進めると考えておられるのかどうか。今年度は学校長からの推薦で、6名ということでもいいと思いますけれども、今後そういった人を各学校で選任するように、これは働きかけるようなものなのかどうかということについて感じるところがあると思いますから。三上先生と同じ問題意識かどうかちょっとわかりません。

忠田課長

ちょっと確認をさせていただけたらということですので、暫時休憩を取らせていただいてもよろしいですか。

後藤教育長

はい暫時休憩します。

(休憩)

後藤教育長

それでは休憩を解きたいと思います。

久保木課長補佐

先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。今回6名の方を委嘱させていただいておりますが、南中学校区の村下さんを新たに追加させていただいております。要綱の定数に書いておりますように、小学校や中学校の通学区域が1人を原則とするということになってお

後藤教育長

りまして、令和３年からということで、今後、徐々に各小学校、中学校も増やしていくことを目指している段階ということで、推薦があったところから推進員を委嘱させていただく方向で今進めているところでございます。以上です。

よろしいですか。

松井職務代理

これから各学校で増やしていくということを考えているということでしょう。新見市の教育の中にも新見市地域学校協働活動の推進という項目の中で、学校運営協議会ＣＳと地域住民等が連携して地域全体の子どもたちを育てる地域学校協働活動を推進するとあるわけですから、今後そういう適任の方がおられれば、学校長から推薦を受けてそういう人たちを各学校に置いて、ますます盛んになるようにしていくという方向だと思ったので、はい、それでいいと思います。

久保木課長補佐

そこを目指して進んでいきたいと考えております。

松井職務代理

結構です。

後藤教育長

よろしいですか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ありがとうございます。外にございませんか。今の件については地域学校運営もＣＳについてもそうですけれども、開かれた学校づくりという言い方をしておりましたが、今は地域とともにある学校づくりということで、小中学校の校長先生方もそういう表現をされます。地域の力なしでは学校経営が成り立たない。委員の皆様方、学校運営協議会の委員の皆様方のお力をお借りして、しかもその方々の承認を経て初めて学校運営ができると、整理をされてきている。そういう特に地域との連携が取りやすい舵取り役として、こういう方々は委嘱されているという解釈でいいのかなと思いますけれども。よろしいでしょうか。

久保木課長補佐

はい。

後藤教育長

ということで、よろしく願いいたします。議第３１号については承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは承認とさせていただきます。

協議・報告の部

協第４号 第４次新見市子ども読書活動推進計画について

後藤教育長

続いて、協議報告の部に移ります。

協第４号、第４次新見市子ども読書活動推進計画について説明をお願いします。

久保木課長補佐

それでは協第４号、第４次新見市子ども読書活動推進計画についてご協議いただければと思います。前回の定例会の時にご意見をちょうだいしました件でございますが、先日、意見書を送付し、ご確認いただきましてありがとうございました。またいただいたご意見をご紹介します。ご意見としましては、「公共図書館に大学の図書館を含むかどうか論点かと思いますが、含めた方が他のものとの整合性も取れるのではないのでしょうか。例えば市立図書館で資料を借りる場合、受け取り場所の選択肢に公立大学が入っていますし、今の中央図書館に移転する際には、大学図書館で受け取りが普通でした。含めない合理的な理由がありますか」といった内容をいただきました。今回の推進計画では、市立図書館を中央図書館、大佐、神郷、哲多、哲西図書館施設と定義をしておりますが、その理由といたしましては、計画の中でもし中央図書館、大佐、神郷、哲多、哲西図書館施設と新見公立大学附属図書館、それから学校図書館の役割や活動をそれぞれで位置付けておりますので、あえて今回このような定義といたしておりますのでご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

後藤教育長

ご質問ございますか。

各委員

(なしの声)

後藤教育長

よろしゅうございますか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

それでは質問がないようです。これ承認もよろしいですね。報告は承認がいらなかったと思いますが協議はどうですか。

忠田課長

承認をお願いいたします。

後藤教育長

それでは質問があればお願いします。よろしいですか。

各委員

(はいの声)

後藤教育長

ないようですので、協第４号については承認とさせていただきます。以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

7 閉 会

後藤教育長

6月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後４時４５分)